

社会福祉法人 龍口会 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第 1 種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

（２）第 2 種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）老人居宅介護等事業の経営

（ハ）老人デイサービス事業の経営

（ニ）相談支援事業の経営

（ホ）障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人龍口会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を、宮崎県串間市大字南方字西之出口 3 4 3 1 の 5 番地に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

（１）理 事 6 名

（２）監 事 2 名

2 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

(役員の資格)

第 6 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含ま

れることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他の特殊な関係がある者であってはならない。

（役員の任期）

第7条 理事又は監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

（役員の選任等）

第8条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（理事の職務及び権限）

第9条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第10条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の報酬等）

第11条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は評議員会の議決を経て定める。

（役員の解任）

第12条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障の為、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会)

第14条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

5 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

6 理事会は、議決に加わることができる過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 第7項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

10 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。出席した理事長及び監事は、当該議事録に記名押印する。

(職員)

第15条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第16条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員会)

第17条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求する事が出来る。

- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 7 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他の法令で定められた事項
- 8 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第6項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 9 第6項及び第7項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- 10 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 11 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。
- 12 評議員の報酬については、評議員会にて支給の基準を決議し、評議員会の都度2万円を超えない範囲で、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

（評議員の選任及び解任）

第18条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

- 2 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員会の権限）

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事業計画・予算・決算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産・基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (9) 合併・解散

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員の資格)

第20条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊な関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）が含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第21条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を防げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第22条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

宮崎県串間市大字南方字西之出口3431の5番地	9,883 m ²
宮崎県串間市大字南方字西之出口3431の8番地	79.73 m ²
宮崎県串間市大字南方字西之出口3373番2	169 m ² (持分3分の1)
宮崎県串間市大字南方字西之出口3374番3	91 m ² (持分3分の1)
宮崎県串間市大字南方字西之出口3389番3	24 m ² (持分3分の1)
宮崎県串間市大字西方字南畑3676番	7,347.43 m ²
宮崎県串間市大字西方字仮屋下5630番1	365.47 m ²
宮崎県串間市大字西方字一本杉2901番2	760.92 m ²

(2) 建物

鉄筋コンクリート造 平屋建	1,870 m ²
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平屋建	290 m ²
コンクリートブロック造 平屋建	7.33 m ²
木造合金メッキ鋼板ぶき 平屋建	2,195.44 m ²
木造合金メッキ鋼板ぶき 平屋建	319 m ²
木造合金メッキ鋼板ぶき 平屋建	69.55 m ²
鉄筋コンクリート造陸屋根 平屋建	200.00 m ²
軽量鉄骨造スレートぶき 平屋建	35.19 m ²

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第31条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 収益事業用財産は、第33条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 6 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第23条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、串間市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、串間市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第24条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第25条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 28 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 29 条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 30 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第 5 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 31 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として次の事業を行う。

居宅介護支援事業

有料老人ホームの経営

特定施設入居者生活介護事業

介護予防特定施設入居者生活介護事業

奨学金を貸与する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(余剰金が出た場合の処分)

第 32 条 前条の規定によって行う事業から余剰金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 6 章 収益を目的とする事業

(種 別)

第 33 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

葬祭業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第 34 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 7 章 解散及び合併

（解 散）

第 35 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 36 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の 3 分の 2 以上の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合 併）

第 37 条 合併しようとするときは、評議員会の 3 分の 2 以上の同意を得て、串間市長の認可を受けなければならない。

第 8 章 定款の変更

（定款の変更）

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、串間市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を串間市長に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

（公告の方法）

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人龍口会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

（附 則）

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 木 村 吉 義

理 事 木 村 祐 一

〃 渡 辺 禎一郎
 〃 若 松 今朝義
 〃 河 野 武 人
 〃 坂 元 祐 安
 〃 河 野 市 郎
 監 事 川 崎 政 文
 〃 福 山 睦 子

昭和61年5月31日

(附 則)

宮崎県知事認可	平成 8年11月18日
宮崎県知事認可	平成10年 4月21日
宮崎県知事認可	平成11年 6月 8日
宮崎県知事認可	平成12年 8月29日
宮崎県知事認可	平成13年12月 3日
宮崎県知事認可	平成14年 2月22日
宮崎県知事認可	平成15年 4月16日
宮崎県知事認可	平成16年 4月28日
宮崎県知事認可	平成16年 6月15日
宮崎県知事認可	平成17年11月 2日
宮崎県知事認可	平成18年 6月 5日
宮崎県知事認可	平成21年11月 1日
宮崎県知事認可	平成23年 9月 8日
串間市長認可	平成25年 6月28日
串間市長許可	平成26年 4月 9日
串間市長許可	平成26年12月 1日
串間市長許可	平成27年 5月22日
串間市長許可	平成29年 3月31日
串間市長許可	平成30年 6月11日
串間市長許可	令和 4年10月17日
串間市長許可	令和 6年 9月20日

この定款は令和 6年 9月20日から施行する。